埼医業Ⅱ第80号
令和８年４月７日

郡市・大学医師会長　　殿
（医療保険担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）
（公印省略）

【補足】令和７度補正予算「医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業」について（情報提供）【緊急通知】

標記の件については、埼医業Ⅱ第２８１７号令和８年３月１０日（日医通知）および埼医業Ⅱ第２８３７号令和８年３月１０日、埼医業Ⅱ第３０２２号令和８年３月３０日にて通知いたしましたが、この度、下記のとおり県を通じて国から見解が示されましたのでお知らせいたします。
支援要件である **R7.12～R8.3 月分までの 4 か月分は一時金として一括で３月中に職員に支給すること**を行えなかった場合でも、原則６月までに同改善を実施すれば要件を満たすとのことです。　つきましては、改めて貴会会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。
なお、具体的な申請方法等につきましては、病院は国へ、診療所は県医療整備課へお問い合わせください。

記

Q　３月 31 日までに一時金の支払いを出来なかった場合、４月以降に支払うことは可能か。

A　３月までに賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力が間に合わない等の対外的な理由は医療機関側で整理）は、
・４月以降（原則６月まで）、昨年 12 月から本年３月までの最大４ヶ月分の一時金の支給と４～５月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給
・４月以降（原則６月まで）、昨年 12 月から本年５月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給
を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含められることとする。

●【病　院】厚生労働省
概　要：厚労省ＨＰをご覧ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html
申請先：国の「病院賃上げ支援事業・病院物価支援事業申請システム」
https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp

●【診療所】埼玉県
問合せ先：埼玉県医療整備課　総務・医療企画担当　星野
電話：048-830-3535

担　当：業務課　業務Ⅱ担当　二敷
電　話：048-824-2611、ＦＡＸ：048-822-8515
E-mail：nishiki@office.saitama.med.or.jp